

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）

第 2 章 基本理念及び責務（第 3 条―第 7 条）

第 3 章 施策の推進（第 8 条）

第 4 章 雑則（第 9 条・第 10 条）

附則

（前文）

手話は、手及び指、体の動き、表情等を使って視覚的に表現する一つの言語です。障害者の権利に関する条約（平成 26 年条約第 1 号）及び障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）においても、言語として位置付けられています。私たちは、手話が、ろう者にとって日常生活及び社会生活を営むためのかけがえのないものであり、互いの気持ちを理解し、意思疎通を図り、文化を創造するために受け継がれてきた一つの言語であることを踏まえ、その理解の促進に努めていかななくてはなりません。

しかしながら、かつて手話は、言語として認識されず、その使用についても様々な制約を受け、ろう者は、必要な情報の取得や意思疎通において多くの不便や不安を感じて生活してきたという歴史があり、現在も手話が言語であることに対する理解が十分であるとは言えません。

多摩市は、健幸都市として市民の誰もが健康で幸せに過ごせるまちを目指しています。豊かな自然と都市機能が調和し、市民の活動が盛んで、多くの人が暮らすこのまちにおいて、誰もが健康で幸せに過ごすためには、手話が一つの言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解の促進や手話の普及、そして手話を使用しやすい環境の整備について必要な施策の推進を図る必要があります。私たちは、聞こえないことが社会参加の障壁とはならないという理解のもと、ろう者とろう者以外の者が互いに尊重し合い、意思疎通を行いながら、心身ともに健康で幸せに共生することのできる地域社会を実現するため、この条例を制定します。

【趣旨】

前文は、条例制定の背景や基本姿勢を明らかにするためにつくったものです。この条例によりろう者とろう者以外の者が互いに尊重し合い、意思疎通を行いながら、心身ともに健康

で幸せに共生することのできる地域社会を目指します。このことは、多摩市が目指す誰もが健やかで幸せを実感できる健幸都市の実現にもつながるものです。

【条例制定の経緯】

手話はろう者が意思疎通を行うための言語ですが、ろう教育の歴史の中ではその使用を制限され、社会の中でも差別を受けてきた歴史を持っています。

平成18年12月に国連で採択された障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）では「手話は言語である」と定義されました。これを踏まえ、平成23年には障害者基本法が改正され、手話が言語であることが明記されました。その後も日本の法整備が進み、平成26年1月に「障害者の権利に関する条約」（障害者権利条約）が批准されました。多摩市での手話言語条例の制定については、市民（特に聴覚障がい当事者）から強い要望を受けており、検討を進めていました。

平成31年3月28日付、健康福祉常任委員会所管事務調査報告書「手話をはじめとする様々なコミュニケーション手段の利用促進について」でも「手話言語条例」の制定をめざすべきとの提案がありました。

これらの背景を踏まえ、令和4年10月に条例制定に向けた検討会を設置し、検討を進めました。

条例を作るまでには以下のような取り組みを基に約2年をかけて条例案を作成しました。

- 第1回多摩市手話言語条例検討会（令和5年10月実施）
- 市民アンケート（令和5年10月から11月実施）
- 第2回多摩市手話言語条例検討会（令和6年2月実施）
- 第3回多摩市手話言語条例検討会（令和6年5月実施）
- 第4回多摩市手話言語条例検討会（令和6年7月実施）
- 条例素案に対するパブリックコメント（令和6年8月から9月実施）
- 第5回多摩市手話言語条例検討会（令和6年10月実施）

条例案は、令和6年12月の多摩市議会において全会一致で可決（予定）され、令和7年1月1日に条例を施行しました。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、手話が一つの言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解の促進及び手話の普及並びに手話を使用しやすい環境の整備に関する基本理念を定め、多摩市（以下「市」という。）、市民、事業者及び聴覚障がい者関係団体等の責務及び役割を明らかにし、必要な施策を推進することで、ろう者の人権を守り、ろう者とうろう者以外の者が互いに尊重し合い、意思疎通を行いながら、心身ともに健康で幸せに共生できる地域社会を実現することを目的とする。

【趣旨】

この条例をつくった目的を明らかにしたもので、条例を解釈し、運用する場合の基本となるものです。

【解説】

この条例は、手話が言語の一つであるという認識のもと、その理解を深め、普及を進め、手話を使用しやすい環境を整備するための基本的な考え方を定めています。具体的には市民の役割、市や事業者、手話に関わる団体の責務を明確にし、必要な施策を推進することで、ろう者とうろう者以外の者が互いに尊重し合い、意思疎通を行いながら、心身ともに健康で幸せに共生できる地域社会の実現を目指しています。手話はろう者にとって日常生活や社会生活を営むための重要な手段であり、その普及と理解の促進は、ろう者の人権を守るために不可欠です。

この心身ともに健康で幸せに共生できる地域社会を実現するという目的を達成するため、第2章で基本理念や市民等の役割・責務について定めています。第3章及び第4章では、手話に対する理解の促進及び手話の普及並びに手話を使用しやすい環境の整備を行うための必要な施策を推進することを定めています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

【趣旨】

この条文では、人によって解釈の仕方に違いが生じないように、条例で使われる用語の意味を定義しています。

(1) 手話 手及び指、体の動き、表情等を組み合わせて視覚的に表現する一つの言語であって、独自の語彙及び文法体系を持つものをいう。

【解説】

手話は、手及び指、体の動き、表情等を組み合わせて視覚的に表現する一つの言語であり、独自の語彙及び文法体系を持っています。

手話の認知が広がったことに伴い、手話を「日本手話」と「日本語対应手話」と分ける考え方が見られるようになりましたが、多摩市ではこれらを一つに「手話」として定義しています。

(2) ろう者 障がい者のうち、手話を言語として日常生活又は社会生活を営む者をいう。

【解説】

聴力を失った年齢、生まれ育った環境、手話を獲得・習得した年齢など、様々な背景があるため、この条例では手話を第1言語として日常生活・社会生活を営む人だけを一括りで「ろう者」と定義するのではなく、日常生活・社会生活の中で手話を使用する全ての人を「ろう者」と定義しています。

(3) 市民 多摩市の区域内（以下「市内」という。）に居住し、在勤し、又は在学する者をいう。

【解説】

市民とは、市内に住んでいる人、市内の会社やお店などで働いている人、市内の学校などに通っている人を指します。

(4) 事業者 市内で事業活動を行う法人その他の団体及び個人をいう。

【解説】

事業者とは、市内で営利活動その他の事業を行っている法人・団体・個人を指します。営利・非営利は問いません。

(5) 聴覚障がい者関係団体等 市内で聴覚障がい者に向けて意思疎通の支援等を行う団体及び個人をいう。

【解説】

聴覚障がい者関係団体等とは、市内で聴覚障がい者に向けて意思疎通の支援や手話に関する活動をしている関係団体や個人を指します。

第2章 基本理念及び責務

（基本理念）

第3条 手話に対する理解の促進及び手話の普及並びに手話を使用しやすい環境の整備は、次に掲げる事項を基本として、行うものとする。

【趣旨】

この条例の目的である手話に対する理解の促進及び手話の普及並びに手話を使用しやすい環境の整備を実現するための基本的な考え方を定めたものです。

（1） 手話が、独自の体系を有する一つの言語であり、かつ、文化的所産であるという認識の下、音声言語と同等に扱われなければならないこと。

【解説】

手話は、単に日本語を視覚的に表現したものではなく、豊かな表現力を持つ一つの言語であることに加え、ろう者のこれまでの活動で生み出されたものであるため、独自の体系を持つ一つの言語であることを前提にして、音声言語と同じように扱われなければならないと規定しています。

（2） 手話に関する施策が、手話が手及び指、体の動き、表情等を組み合わせて視覚的に表現する一つの言語であるという認識に基づいて実施されなければならないこと。

【解説】

市が推進する施策は、手話の特性を理解し、適切な支援が行われる必要があるため、手話が手及び指、体の動き、表情等を使って視覚的に表現する一つの言語であるという認識に基づいて実施されなければならないと規定しています。

（3） ろう者の手話による意思疎通を行うことを自ら選択する権利、手話により意思疎通を円滑に行う権利及び手話により必要な情報を的確に取得する権利が、尊重されなければならないこと。

【解説】

ろう者が自分自身の意思で手話を選択し、使用することができる環境を整備するため、ろう者が手話を使用して意思疎通を行う権利及びそのために必要な情報を的確に取得する権利が尊重されるべきであるということを規定しています。

(市民の役割)

第4条 市民は、地域社会に共に暮らす一員として、この条例の目的及び前条各号に掲げる事項（以下「基本理念」という。）に対する理解を深め、ろう者が暮らしやすい地域社会の実現に向けて取り組むよう努めるものとする。

【解説】

第4条では市民の役割について規定しています。

市民は、地域社会の一員として、この条例で掲げている目的や理念に対する理解を深めることで、ろう者が暮らしやすい地域社会の実現に向けて努力することが求められます。具体的には、手話を学ぶ機会を利用する等、ろう者とのコミュニケーションを図り、手話に対する偏見や誤解をなくし、手話を使うことが自然なこととして受け入れることも求められます。また、市民にはろう者も含まれるため、ろう者も手話を使用する際に手話に不慣れな相手に対する配慮として、時にはゆっくりと手話で表現することや繰り返し表現すること等、双方が理解促進に配慮することが求められます。

(市の責務)

第5条 市は、この条例の目的及び基本理念にのっとり、ろう者が手話により意思疎通を円滑に行う権利及びろう者が手話により必要な情報を的確に取得する権利を尊重し、手話に対する理解の促進及び手話の普及並びに手話を使用しやすい環境の整備を行うため、必要な施策を推進するものとする。

【解説】

第5条では市の責務について規定しています。

市は、この条例で掲げている目的や理念にのっとり、ろう者が手話を使用して意思疎通を行うこと、手話で日常生活・社会生活を営むうえで必要な情報を取得できる環境整備や、手話に対する市民や事業者の理解促進及び手話の普及等に必要な施策を推進する責務があります。施策の推進以外にも、市の職員も手話を学ぶなど、職員自身が手話に触れ・親しむ機会の醸成も重要です。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、この条例の目的及び基本理念に対する理解を深め、市が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、ろう者と意思疎通を可能にするために必要な措置を講じるよう努めるものとする。

【解説】

第6条では事業者の責務について規定しています。

第1項では、事業者はこの条例で掲げている目的や理念に対する理解を深めることで、ろう者が暮らしやすい地域社会の実現に向けて市の推進する施策に協力するよう努めることが求められています。

第2項では、ろう者が手話を使用して意思疎通を行うために必要な措置を講じるよう努めることが求められています。これは、個々の場面でろう者から手話で意思疎通を行いたい旨の意思表示があった場合に、その実施に伴う負担が過重でない範囲で、必要かつ合理的な配慮を行うということです。

(聴覚障がい者関係団体等の責務)

第7条 聴覚障がい者関係団体等は、市と相互に連携して手話の普及啓発に努め、この条例の目的及び基本理念の実現に向け、市が推進する施策に協力するものとする。

【解説】

第7条では聴覚障がい者関係団体等の責務について規定しています。

聴覚障がい者関係団体等は、市と連携しながら手話の普及啓発に努め、この条例の目的であるろう者が暮らしやすい地域社会の実現に向けて、市の推進する施策に協力することが求められています。

第3章 施策の推進

(施策の推進)

第8条 第5条の規定による施策の推進は、次に掲げる事項を基本とし、手話に関する情報通信技術の発展及び実用化の進展の状況を踏まえながら進めるものとする。

【趣旨】

第8条では手話に関する施策の推進について定めています。市は、情報通信技術（ICT）の発展状況や実用状況を考慮しながら手話に関する施策を推進していくことを定めています。

(1) 手話に対する理解の促進及び普及を図ること

【解説】

手話や聴覚障害について、市民の理解を深めながら普及活動を行うことを規定しています。具体的には、手話に関する広報活動や手話講習会の開催等が含まれます。

(2) 手話により意思疎通をし、情報を得る機会の拡大を図ること。

【解説】

ろう者が手話を使用して情報を取得できる機会を拡大することを規定しています。具体的には、手話通訳者の派遣や手話を使った情報提供の充実等が含まれます。

(3) ろう者が手話を使用しやすい環境の整備を図ること。

【解説】

ろう者が手話を使用できるような環境整備を行うことを規定しています。具体的には、公共施設等で手話に対応できるサービスの整備等が含まれます。

(4) 全ての市民に対して手話を学ぶ機会を確保すること。

【解説】

年齢性別に関係なく手話を学ぶことができるような環境整備を行うことを規定しています。具体的には、市民に向けた手話講習会の開催や手話に触れる機会の提供等が含まれます。なお、条例制定に向けた多摩市手話言語条例検討会等では、特に義務教育期間に手話に触れることの重要性が指摘されました。

(5) 手話通訳者の確保及び育成並びに活動環境の充実を図ること。

【解説】

市で活動する手話通訳者の確保と育成、活動環境の充実を図ることについて規定しています。具体的には手話講習会等での手話通訳者の養成や、手話通訳者の研修や活動環境の整備等が含まれます。

(6) 災害時において、ろう者が必要な情報を的確に得る手段の確保に関すること。

【解説】

災害発生時に、ろう者が手話を含む様々な方法により迅速に情報を取得でき、避難等がスムーズに行えるような環境整備を行うことを規定しています。具体的には災害時の情報提供手段や避難所での情報提供方法等が含まれます。

(7) 前各号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために必要な事項。

【解説】

その他、必要に応じて施策の推進を行うことを規定しています。

第4章 雑則

(財政上の措置)

第9条 市は、手話に関する施策を推進するため、予算の範囲内において、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

【解説】

この条では、市は、予算の範囲内において、手話に関する施策に必要な予算を確保し、執行することに努めることを規定しています。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、令和7年1月1日から施行する。